

## 「航空機欠航・着陸地変更費用補償金」について

(平成 28 年 10 月吉日 近畿日本ツーリスト個人旅行株式会社)

対象旅行(募集型企画旅行/旅行企画・実施 近畿日本ツーリスト個人旅行株式会社)のご参加者が、当旅行商品において、復路航空便が悪天候(台風、濃霧)など偶然な事由により欠航となり、予定日に羽田空港(首都圏発)/中部国際空港(中部発)/小松・富山・富士山静岡空港(北陸発)/伊丹・関西・神戸空港(関西発)に到着できず予定外の宿泊費の支出を被った場合、宿泊費 1 万円を補償いたします。詳細については下記の「航空機欠航・着陸地変更費用保険金支払特約」をご確認ください。

### 【対象旅行】2016 年 11 月～2017 年 10 月出発

首都圏発 : 気ままに Resort 沖縄、ファミリー沖縄  
中部・北陸発 : ふりーぱらん沖縄、ファミリゾート沖縄、沖縄 HAPPY 旅  
関西発 : 旅する沖縄、ファミリゾート沖縄、離島紀行

## 国内旅行傷害保険 「航空機欠航・着陸地変更費用保険金支払特約」

### a. 概要

国内旅行中に搭乗予定であった航空機の欠航または着陸地変更に伴い、宿泊施設に宿泊し、費用が発生した場合に、1 回の欠航、着陸地変更につき 1 万円(定額)をお支払いします。

※3 歳以上(航空機利用)のお客様が対象となります。

但し、お客様による宿泊費用のご負担が発生しない場合はお支払いの対象外となります。

### b. 保険金をお支払いする主な場合

搭乗予定であった航空機の欠航又は搭乗した航空機の着陸地変更により、その航空機の出発予定日に代替となる他の航空機を利用できず、その日に予定していた航空機の最終到着地以外の地において宿泊施設に宿泊し、宿泊費用を負担した場合。

### c. お支払いする保険金

1 回の欠航・着陸地変更につき、1 万円お支払いします。(宿泊実費にかかわらず 1 万円となります)

※航空会社等により既に補償されている等、お客様の費用負担による損害が生じなかった場合は、お支払いの対象外となります。

### d. 保険金をお支払いしない主な場合

- ① 契約者・被保険者・保険金受取人の故意もしくは重大な過失又は法令違反による事故
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故
- ③ 戦争・内乱、暴動等による事故
- ④ 核燃料物質の有害な特性等による事故 等

### f. 保険金の請求

保険金お支払いの対象のお客様は、ご旅行終了後速やかに、お申込みの販売店へ以下の書類をご提出ください。

- ① 保険金請求書(お申込みの販売店にてお渡しいたします)
- ② 航空会社の欠航または着陸地変更証明書
- ③ 宿泊を証明する宿泊施設の領収書もしくは精算書

※本内容は東京海上日動火災保険株式会社の国内旅行傷害保険、航空機欠航・着陸地変更費用保険金支払特約の概要です。保険金のお支払いは、国内旅行傷害保険ご契約のしおり(約款)に基づき行われます。